

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市東区北丘珠4条4丁目3番12号
 名 称 北清商事株式会社 代表取締役 大作 桂範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋 元 克 広



許可の年月日 平成29年 6月20日
 許可の有効年月日 平成34年 6月19日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。）

(1) 産業廃棄物の種類

- | | |
|--------------------|---|
| ア 燃え殻 | サ ゴムくず |
| イ 汚泥 | シ 金属くず |
| ウ 廃油 | ス ガラスくず、コンクリートくず(物綴
鉄線はつばはの袋)及び物磁器くず |
| エ 廃酸 | セ 鋳さい |
| オ 廃アルカリ | ジ がれき類 |
| カ 廃プラスチック類 | タ 動物のふん尿 (袋綴り袋に限る) |
| キ 紙くず (袋綴り袋に限る) | チ 動物の死体 (袋綴り袋に限る) |
| ク 木くず (袋綴り袋に限る) | ツ はいじん 袋綴り袋から取り出された物に限る |
| ケ 繊維くず (袋綴り袋に限る) | |
| コ 動植物性残さ (袋綴り袋に限る) | |

以上18種類は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有はいじん等であるものを含む。

(2) 積替え又は保管の有無 あり

- ① 廃OA機器、廃家電品 (上記(1)カ、シ、スに限る。)
- ② 廃タイヤ (上記(1)カ、シに限る。)
- ③ 廃乾電池 (上記(1)イ、シに限る。)
- ④ 廃蛍光管 (上記(1)シ、スに限る。)

以上4項目は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有はいじん等であるものを含まない。また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含むものは③及び④に限る。

2 積替え又は保管に関する事項

場 所	面 積	保管上限	高 さ	産業廃棄物の種類
東区北丘珠4条4丁目 3番12号	2.10 m ²	4.12 m ³	—	上記1(2)① 廃OA機器、廃家電品
	1.00 m ²	0.70 m ³	—	上記1(2)② 廃タイヤ
	0.07 m ²	0.04 m ³	—	上記1(2)③ 廃乾電池
	1.50 m ²	0.90 m ³	—	上記1(2)④ 廃蛍光管

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 6月 20日	新規許可
平成 14年 6月 20日	更新許可
平成 19年 6月 20日	更新許可
平成 19年 7月 3日	変更許可 (廃OA機器、廃家電品、廃タイヤ、廃乾電池、廃蛍光灯の積替え保管の追加)
平成 24年 6月 20日	更新許可
平成 29年 6月 20日	更新許可

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 なし

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業 (新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) に係るもの。
- ・ 出版業 (印刷出版を行うものに限る。) に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ 木材又は木製品の製造業 (家具の製造業を含む。) に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。) に係るもの (業種限定なし)

○繊維くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ 繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの。

○動植物性残さ

- ・ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不用物。

書換交付

平成29年11月 7日

事由

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に関する事項の追記

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、札幌市 (訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。) を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

許可番号 第00100048932号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市東区北丘珠四条四丁目3番12号
氏 名 北清商事株式会社 代表取締役 大作 佳範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和元年(2019年)12月21日
許可の有効年月日 令和6年(2024年)11月25日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物生残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるものを含む。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年(2002年)	7月10日	許可の更新
(平成16年(2004年))	11月26日	新規許可【小樽市】
平成18年(2006年)	4月1日	小樽市より移管
平成21年(2009年)	11月26日	許可の更新
平成26年(2014年)	11月26日	許可の更新
令和元年(2019年)	12月21日	許可の更新

5. 積替え許可の有無 ・無

市名 札幌市 許可番号 第05110048932号
※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(石狩振興局)



別記様式26 (規則様式13号)

許可番号 第00150048932号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市東区北丘珠四条四丁目3番12号
氏 名 北清商事株式会社 代表取締役 大作 佳範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和元年(2019年)12月21日
許可の有効年月日 令和6年(2024年)11月29日

1. 事業の範囲

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)、廃酸(pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

(平成16年(2004年)11月26日	新規許可【小樽市】
平成18年(2006年)4月1日	小樽市より移管
平成21年(2009年)11月30日	許可の更新
平成26年(2014年)11月30日	許可の更新
令和元年(2019年)12月21日	許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(石狩振興局)

加入証

発行日 2021年07月20日

加入者名称 北清商事株式会社

代表取締役 大作 佳載

住 所 〒007-0884
北海道札幌市東区北丘珠4条4丁目3番12号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定に
基づく電子マニフェストシステム加入者であることを証します

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘 一 郎



-
- | | |
|------------|-------------|
| 1. 加入者番号 | 2018096 |
| 2. 加入契約成立日 | 2011年11月09日 |
| 3. 加入区分 | 収集運搬業者 |

自然にやさしいネットワーク

